

# アメリカにおける制定法解釈と立法資料 (2)

福 永 実

はじめに

第 1 章 制定法解釈と立法資料の史的展開

第一節 序論

第二節 イギリスにおける制定法のエクイティ (equity of the statute)

第三節 建国期における制定法解釈 (~ 1790 年代)

第四節 テクスチュアリズムの生成と確立 (1800 ~ 1850 年代)

(以上、広島法学 38 卷 3 号)

第五節 インテンショナリズムの勃興 (1860 ~ 1920 年代)

第六節 リーガル・リアリズムと制定法解釈 (1930 ~ 1940 年代) (以上、本号)

## 第五節 インテンショナリズムの勃興 (1860 ~ 1920 年代)

### 1 インテンショナリズムの萌芽

#### (1) 判例の動向

1850 年代までにアメリカでも外部資料排除準則が一応の確立をみたにも関わらず、個別法律ではなく一般法律 (public law) を解釈する際、一部の立法資料を用いる合衆国最高裁判決が 1860 年代から現れ始めた。

その先陣を切ったのが *Dubuque and Pacific R.R. v. Litchfield*, 64 U.S. 66 (1860) である。河川改良工事のために Iowa 準州 (Territory of Iowa) に譲渡された土地の範囲をめぐる紛争事案において、最高裁は不明確な土地譲渡授權法の文言を解釈する上で、下院の公有地管理委員会の報告書と、それに添付された所管庁である公有地管理庁長官 (Commissioner of the General Land Office) の書簡を利用したのであった。

但し *Litchfield* 判決における立法資料の利用は、あくまで解釈の正しさを確認するためであった。同判決は、立法資料の示す内容は「疑問の余地がない。

しかし、制定法の不明確さに疑問を持つのであれば、確立された解釈方法によって問題を決定できるのであれば、そうする。」とも述べていた<sup>(104)</sup>。そのためか、Litchfield 判決はその後の判例に引用される場合でも、立法資料の利用方法に関する先例として引用されることはない<sup>(105)</sup>。しかし Litchfield 判決直後、法務総裁 Jeremiah Black が自身の総裁意見に同判決を引用する際に付した説明から、同判決についての当時の理解が窺える<sup>(106)</sup>。

「…法の意図は、法を可決した人々の心の中に生じたかもしれない考えを確かめることによって知覚されてはならない。それが許されるのは、法それ自体の中に同じ考えが表明されている場合のみである。立法部が我々に話しかけるのは制定法集（statute book）を通じてのみである…。確かに、上院議員や下院議員の意見が、制定法で実際に使われている用語の意味を知る上で何らかの権威あるもの（authority）として尊重されている。その限りで、最高裁は先の開廷期に下された Litchfield 事件において、その種の権威に留意したのである。法を制定する上で立法者は最高である。しかし、その解釈において立法部の議員の意見に払われる敬意とは、知識と能力の高さから我々の信用を等しく勝ち得る他の者に払われる敬意と同じ程度のものなのである。それ故我々は、法の文言それ自体を判断の対象となる真の要素を備えたものとして検討しなくてはならない（傍点筆者）。」

Black の見解が忠実な代理人モデルと客観主義に立つものであることは自明であろう。しかし Black は、立法者に払われる敬意は裁判所や法学者に払われる敬意と変わるものではないとして立法者の立法能力を低く評価しながら

---

(104) *Dubuque and Pacific R.R. v. Litchfield*, 64 U.S. 66 (1860), at 87-88.

(105) Baade は、Litchfield 判決は、連邦政府による特定財産の譲渡に関して立法資料の利用を許容した Wirt の見解との類似性から、特に注目を集めなかったのではないか、あるいは、Aldridge 判決の「公知の出来事（public history）」論の一形態と理解されたのではないかと指摘している。Baade, *supra* note 18, at 1073. 更に本件では、紛争当事者双方が立法資料の内容につき合意があったことにも留保が必要である。Litchfield, 64 U.S. 66, at 87.

(106) *Accounts of the Public Printers*, 9 Op. Att'y Gen. 437 (1860), at 438.

らも、委員会報告書が制定法解釈において一定の「権威 (authority)」を帯びるものであることを認めていたのである。

また *Blake v. National City Bank*, 90 U.S. (23 Wall.) 307 (1875) において Hunt 判事は、1870 年 7 月の内国税法の課税範囲を解釈する際に、上院及び下院の審議録を参照して制定法案の修正過程を詳細に紹介した上で、「この状況では、我々は審議録 (journal) や記録によって示された、困惑の文言が導入された態様 (mode) に依拠することで、そして立法者意思が実現されるであろうと信じられるような解釈を制定法に付与することで、立法者意思を確認することを強えられる (傍点筆者)。」とまで述べている<sup>(107)</sup>。

*Litchfield* 判決と *Blake* 判決は、立法資料をあくまで制定法の文言の意味を確認するために補足的に利用しているに過ぎないが、領域を限定してではあれ、最高裁の内部において穏健なインテンショナリズムに好意を示す動きが生じていたのである。

勿論この時期、インテンショナリズムが有力な思考方法として直ちにテクスチュアリズムに取って代わった訳ではない。例えば *United States v. Union Pacific Railroad*, 91 U.S. 72 (1876) は、*Aldridge* 判決をなお引用して、「我々には、議会の制定法を解釈する際に、審議 (debate) における議員個人の見解に依拠したり、法案可決時の賛否の投票に影響を与えた動機を考慮する自由はない。制定法はそれ自体が立法者の意思を語るものであり、そして立法者意思は文言から確認されるべきである<sup>(108)</sup>。」と述べている。とはいえ、制定法の文言の意味を確認するために立法資料を補足的に利用する動向は、極めて少数

---

(107) *Blake v. National City Bank*, 90 U.S. (23 Wall.) 307 (1875), at 319. 但し Hunt 判事は立法資料を参照しても制定法の意味を確定することができず、最後は行政実務の解釈を採用している。 *Id.* at 321.

(108) *United States v. Union Pacific Railroad*, 91 U.S. 72 (1876), at 79 (*citing Aldridge*, 44 U.S. (3 How.) at 24). ここでも興味深いことに、同判決は立法資料の参照は否定するものの、裁判所の解釈の妥当性を確認するために行政実務を参照している。 *Id.* at 90.

ながら、その後も 1890 年代まで継続したのであった<sup>(109)</sup>。

## （2）学説の動向

Sedgwick の体系書に代表されるように、制定法解釈における立法資料の利用につき 19 世紀中期の体系書は否定的見解が大勢であった。しかし 19 世紀末期の判例実務の変化に連動して、体系書でも制定法解釈に関する論調に微妙な変化が生じている。

例えばアメリカで制定法解釈論に最初に特化した体系書とされる Joel Bishop, *Commentaries on The Written Laws and Their Interpretation* (1882) は、制定法解釈の法理を要約して、「例外」を除いて「…法準則 (rule of law) は明瞭である。即ち、裁判所は個々の立法者の見解や審議記録、委員会報告書、あるいは法案が可決された際に行われた討論に依拠することはできない。裁判所の唯一の助けは文言である<sup>(110)</sup>。」と述べるが、「例外」について次のように述べていた<sup>(111)</sup>。

「立法者の個人的動機や目的などは裁判所が知る由もないし、裁判所はそれらを私的に知ることも、解釈に際して考慮することも許されない。しかし裁判所は、制定法の意図の多くをその文言から、そして許される状況 (permissible surroundings) か

---

(109) 例えば、連邦鉱業法上の鉱業権は鉱業慣習の制限をなお受けるかが問題となった事案で、全員一致の意見として判決を執筆した Field 判事は、当該鉱業法の上院における法案提出者の見解を紹介した上で、「もちろん、これら法案採択を主張する法案提出者の見解は、制定法の意味に疑問がある場合に結論を支配することは有り得ない。しかし、…法案可決時の議会のあり得べき意思 (probable intention) を知るのに役立つのである。」と述べている。Jennison v. Kirk, 98 U.S. 453 (1879), at 459-60. Field 判事はここでも判決の最後に、最高裁の採用した法解釈が行政実務と適合していることにも言及している。Id. at 461.

ほかに、American Net & Twine Co. v. Worthington, 141 U.S. 468 (1891), at 473-74; Des Moines Navigation & Ry. Co., 142 U.S. 510 (1892), at 530.

(110) Joel Bishop, *Commentaries on The Written Laws and Their Interpretation* (1882), at 61.

(111) Id. at 60.

ら発見できるものとして検討できるし、また検討すべきである。」「裁判所は適切にも体系書を検討するが、体系書の重みはその権威 (authorities) の引用と著者達の学識のみから成るのである。同様に、時に裁判所は様々な形で表明された学識ある法律家の意見に注目することがある。この点で、裁判所が選択するなら、彼らが立法部の法律家によって交わされた議論や、法案起草者や制定法改訂者、制定法可決時の議会の様々な意見を検討することは、明らかに適切なことである。ただ権威 (authority) としては、この種の事柄は許容されないのである。説得的意見かどうかは、個々の状況次第である。」

また G. A. Endlich は、Sir Peter Maxwell によるイギリス制定法解釈体系書にアメリカの状況を注釈加筆執筆した体系書 (1888 年) の中で、「裁判所は、…制定法の意味を確かめるために、立法部の個々の構成員の討論における諸見解に依拠する自由はない。せいぜい、討論の中で制定法の特定条項についての目的と効果に関して明示された見解が、極めて僅かな重要性 (very little weight) を認められるに過ぎない。」と述べている<sup>(112)</sup>。

最後に Jabez Gridley Sutherland はその制定法体系書 *Statutes and Statutory Construction* (1891) において、「…法の理由 (reasons) と目的が、例えば省庁の長 (heads of departments) による報告書と同程度に権威的 (authentic) で典拠確かな文書により理解できるのであれば、疑念のある曖昧な制定法の文言の解釈の助けとして参照される場合がある。…*Blake v. National Banks* では、議会の審議録が参照され、裁判所はその方法で立法者の意図の確認を強制される、と述べていた。」とし、Sutherland は諸州の判例を概観した上で、議事録がそのような「典拠確かな」文書であるとする。他方で Sutherland は、「…時に立法部の構成員の陳述を裁判所が参照する場合があったが、裁判所はそのような助けにほんの僅かに依拠しているだけであり、権威書の一般的傾向

---

(112) Gustav Adolf Endlich, *A Commentary on the Interpretation of Statutes* (Frderick D. Linn, 1888), at 41-42. 更に Endlich は、イギリスで委員会報告書の利用が禁じられているような普遍的な一貫性は、アメリカでは存在しないとも指摘しているのが注目される。

は、そのような助けの種類を問わず、これに依拠することに反対である。」とも述べている<sup>(113)</sup>。

こうして体系書においても、あくまで制定法の文言の意味を確認するという文脈に限定しながらも、立法資料を利用した制定法解釈について、その司法的決定との類似性に基づく証拠法上の説得的価値を根拠に、場合によってはその「権威性」を根拠にして、限定的に許容する見解が生じていた。

## 2 判例法理の転回

### (1) Holy Trinity 判決

以上のような謙抑的な方法論を超えて、制定法の明白な意味に反する解釈を立法資料に依拠して導き、制定法解釈論の転換を印象づけたのが *Church of the Holy Trinity v. United States*, 143 U.S. 457 (1892) である。

同事件は、いかなる職種の労働・雇用であれ (labor or service of any kind)、いかなる外国人であれ (any alien or aliens, any foreigner or foreigners)、労働者の国内移住の助長をしたものは、いかなる態様であれ (in any manner whatsoever)、いかなる者であれ (for any person, company, partnership, or corporation)、違法とし刑罰を科すとする外国人契約労働者法 (Alien Contract Labor Act) が、イギリス人牧師を雇用した教会にも適用されるかが問題となった刑事事件である。

全員一致の判決を執筆した Brewer 判事は、「教会団体の行為が【法の】本条の法文の範囲内であることは認めなくてはならない」としつつも、

「議会が本件のような契約を、刑罰をもって非難する意図であったとは考えられない。珍しくもない準則 (rule) によれば、物事は制定法の法文の中にあることもあ

---

(113) Jabez Gridley Sutherland, *Statutes and Statutory Construction* (Callaghan and Company, 1891) (1st ed.), at 384.

れば、無いこともあり、なぜなら、制定法の精神や立法者の意図の中に含まれていないからである。このことは時に主張されてきた。そして委員会報告書は、制定法の適用を説明する論拠を全て有している。このことは裁判官の意思 (will) を立法者のそれに置き換えることではない。というのは、しばしば一般的意味を示す言葉が制定法に使用され、その言葉の意味は問題の行動を含むのに十分広いが、しかし法全体、制定法の制定当時の状況、あるいはそのような広い意味を言葉に付与したことから帰結される非常識な結果 (absurd results) から考察してみても、立法者が特定の活動を含めるべく意図していたと信じるには不合理なものとなるからである。」

とした<sup>(114)</sup>。そして Brewer 判事は上院の教育・労働委員会報告書から、同委員会が当初、法案に反対の政治情勢を懸念して当該会期に法案を速やかに可決させるべく、「労働・雇用 (labor and service)」に代えて「肉体労働・雇用 (manual labor and service)」の文言修正案を提出する意向を有していたが、最終的には、「労働・雇用」の文言は「肉体労働者」の意味で解釈されるだろうと期待して、原案のまま上院に提出したと事実認定した上で、制定法のタイトル、除去されることが意図された害悪、制定法の提案状況に加え、上記報告書の内容に依拠して、「労働・雇用」に知的職業 (brain toiler) は含まれず、従って同法が牧師の雇用関係について適用されることはないとして制定法を「縮小解釈」した<sup>(115)</sup>。

## (2) Holy Trinity 判決後の動向

制定法の明白な意味に反する解釈を立法資料に依拠して導く Holy Trinity 判決は、Miller 判決以来の伝統的な外部資料排除準則との整合性について特段検討しておらず、その意味で極めて軽率に判断されたものであった<sup>(116)</sup>。

しかしその後の判例実務は、Holy Trinity 判決を異端判決と整理せず、立法資料の利用を可能とする方法論の先鞭をつけた先例として引用した。United

(114) Church of the Holy Trinity v. United States, 143 U.S. 457 (1892), at 458-459.

(115) *Id.* at 464-65.

(116) Baade, *supra* note 18, at 1084.

*States v. Trans-Missouri Freight Association*, 166 U.S. 290 (1897) では、少数意見は *Holy Trinity* 判決を引用して、「委員会と両院協議会による報告書は、議会の意図を確かめようとする上で注意すべき適切な事実である」と述べた<sup>(117)</sup>。

これに対し多数意見は *Aldridge* 判決や *Mitchell* 判決などを引用して、「一般的に承諾されてきた法理とは、議院での討論は、当該議院で可決された制定法の文言の意味を発見するための情報源としては適切ではない、というものである。…その理由は、どのような解釈が法案可決時の議会構成員によって制定法に込められたのか、個々の構成員の演説に依拠することによっては、確実に決定することは不可能だからである。演説しなかった者は、演説した者に同意しなかったのかもしれないし、演説した者は互いに意見が異なるのかもしれない。」「議論と報告書から決定できることは、様々な議員が様々な意見を持っていたということだけである」と述べて、討論記録だけでなく委員会報告書の利用にも否定的見解を表明した<sup>(118)</sup>。

しかし *Binns v. United States*, 194 U.S. 486 (1904) では、*Trans-Missouri* 判決と *Holy Trinity* 判決を引用しつつ、「議院での討論は、当該議院で可決された制定法の文言の意味を発見するための情報源としては適切ではない、というのは一般的に真実であるが、しかし我々が両院いずれかの委員会報告書を、その力に基づいて可決された制定法の範囲を決定できるものと期待して審査してきたのも、また真実である<sup>(119)</sup>。」と述べて、委員会報告書の利用については態度を修正した。

こうして最高裁は、立法資料の中でも議会討論の利用にはなお懐疑的であるものの、委員会報告書の利用は許容するとの見解を採用するに至り、イギリス由来の外部資料排除準則は 20 世紀初頭のアメリカでは瓦解することと

---

(117) *United States v. Trans-Missouri Freight Association*, 166 U.S. 290 (1897), at 360 (White, J., *dissenting*, joined by Field, Gray, and Shiras, JJ.).

(118) *Id.* at 318.

(119) *Binns v. United States*, 194 U.S. 486 (1904), at 495.

なった。そしてこれらの判決から窺える通り、最高裁はこれら立法資料を、法文の具体的意味を示すものとして用いていた。

### (3) 学説の動向

インテンショナリズムの勃興に対して学説理論はどのような反応を示したのであろうか。前述の通り、Sedgwick の体系書に続く Bishop、Endlich、Sutherland の体系書も、制定法解釈における立法資料の利用については消極的見解が大勢を占めていた。

しかし Holy Trinity 判決以後、制定法解釈における立法資料の利用の有用性に言及する研究書が現れ始める。

例えば、Sutherland の死去後にその体系書の第二版 (1904 年) を編集した John Lewis は、「制定法の可決に関連した議会の議事録 (proceedings of the legislature) は、制定法を解釈するにあたり考慮される場合がある。例えば議会で作成された委員会報告書は、制定法の意図や意味を認識するのに適切な情報であると捉えられてきた。法案の修正提案や却下された提案もまた、最終的に可決された制定法の解釈に役立つ場合があり、適切に考慮されるべきであろう。」と述べている<sup>(120)</sup>。そして Lewis は Holy Trinity 判決について、「合衆国最高裁が制定法の意味を決定するにあたり、明らかに何らかの価値を持って (of some weight) 立法を可決するよう議会に求める嘆願 (petition) を考慮した」事例として引用している<sup>(121)</sup>。他方で Lewis は Trans-Missouri 判決を引用しつつ、議員による議場での言明 (declaration) や証言については、彼らが議院で最も影響力があるとしても、立法者の意思を代弁しているとも考えられないので、判例上ほとんど信用性がないと評価されていると言及している点は<sup>(122)</sup>、Sutherland の立場を踏襲している。

また Henry C. Black はその体系書 (1911 年) において、立法資料に対する

(120) 2 J. Sutherland, *Statutes and Statutory Construction* (J. Lewis ed., 2d ed. 1904), at 879-80.

(121) *Id.* at 881.

(122) *Id.* at 882-83.

イギリス法及び19世紀のアメリカ法の態度に触れつつ、「しかし有力な裁判所の意見は今や別の方法であり、裁判所は、もしも法の意味に本当の疑義があるのであれば、いかなる適切な情報源をも調査することを禁じられず、とりわけ準公的または権威的な性質（quasi official or authoritative nature）を持つ情報源についてはそうである、という広い見解を好む傾向がある。」と述べている<sup>(123)</sup>。

#### （4）明白な意味の準則（plain meaning rule）

Holy Trinity 判決によりインテンショナリズムは萌芽期から展開過程に進んだ。しかし最高裁の方法論は軸足が定まらず、時にテクスチュアリズムに回帰することもあった。通称 Mann Act で知られる売春婦輸送法（White Slave Traffic Act of 1910）は、「いかなる婦人又は未婚女性」であれ、その州際運送の補助を「売春や放蕩目的で、あるいはその他いかなる不道德な目的で」することを禁じるものであったが、Caminetti v. United States, 242 U.S. 470 (1917) では、同法が知人女性と金銭を交わすことなく合意に基づく婚外性交渉をした男性にも適用されるかが問題となった。Holy Trinity 判決での外国人契約労働者法と同じように、同法の文言は「その他いかなる不道德な目的で」、と規律対象が包括的（comprehensive）なものであるから、同事件では解釈により適用範囲を絞るべきか議論となった。

反対意見は、Holy Trinity 判決を引用しながら、

「勿論、下院の州際通商委員会の報告書の中の声明…も、法の意味を結論づけるものではないが、かなり説得力を持つものである。…報告書は、法の必要性を調査し、その調査の結果を、害悪と救済策とともに下院に報告する義務を負う委員会の手によるものである。従って委員会報告書は、下院の議場討論よりも高度の質を有する。…委員会報告書は、義務の実施であり、義務により許可されているのである。それ故、

---

(123) Henry C. Black, Handbook on the Construction and Interpretation of the Laws (2. ed) (West, 1911), at 311.

それが推奨する方法は、それが宣言する目的を有し、宣言されたように実施されるものと推定されている。」

と述べ<sup>(124)</sup>、委員会報告書を立法過程の構造に照らして高く評価した上で、売春婦輸送法はその名称通り、単に売春斡旋目的で女性の州際運送を援助することを悪徳とするものであったとの「縮小解釈」を採用した。

これに対して多数意見は、Blake 判決や Binns 判決を引用して「法案に付帯された議会提出報告書は、疑問の余地がある解釈のケースにおいて、制定法の真の意味に到達する上で裁判所の助けになる場合がある」と認めつつも、

「しかし、…法文が疑問の余地がない場合には、それが立法者意思の最後の表明として把握されなければならない、…法案提出に付帯された報告書から導き出された考慮から、またはいかなる外部的ソースからも、加減が加えられるべきではない…。換言すれば、法文が明白で、非常識 (absurd) または全く実行不可能な結論に至らないのであれば、それが最終的立法者意思である唯一の証拠である。」

と述べ (傍点筆者)<sup>(125)</sup>、本件では女性を「その他いかなる不道德な目的」で輸送していることは明らかであるとして、文理のまま「広い解釈」を是認した。

Marshall 判事が Fisher 判決 (1805 年) で述べたように、明白な意味の準則は、元来は「制定法のエクイティ」を否定する文脈で語られるものであった。しかし Caminetti 判決によって同準則は、法文が明確である限り立法資料の利用は排除されるべきである、という外部資料排除準則として再構成された<sup>(126)</sup>。この新しい準則によれば、制定法の意味が明白であると裁判所が知覚できる場合には、それが「最終的」かつ「唯一の」立法者意思であるからもはや解

(124) Caminetti v. United States, 242 U.S. 470 (1917), at 496 (McKenna, J., *dissenting*).

(125) *Id.* at 490. See also United States v. Missouri Pac. R. Co., 278 U. S. 269 (1929), at 278.

(126) Harry Willmer Jones, *The Plain Meaning Rule and Extrinsic Aids in the Interpretation of Federal Statutes*, 25 Wash. U. L. Rev. 2 (1939), at 5.

釈の余地はないのであり、従って解釈にあたり立法資料の利用は無用となる。かえって立法資料の利用は、明白な意味とは異なる意味を創造させかねないので許容し得ないのである<sup>(127)</sup>。

Caminetti 判決によれば、Holy Trinity 判決は単に制定法の明白な文理を文理通りに適用したのでは「非常識な (absurd)」結論となったので、その場合に限定して立法資料を参照することを許容した先例、と位置づけられることとなる<sup>(128)</sup>。

#### （5）立法資料の許容範囲の拡大

とはいえ Caminetti 判決後の合衆国最高裁はテクスチュアリズムに完全に回帰することはなく、その後もインテンショナルリズムを採用する判例は緩やかに増加し続け、かつ、許容される立法資料の範囲も委員会報告書から漸次拡大していった。1930年代までには、法案原案から浄書された法案 (Engrossed bill)、法案可決時の修正案 (否決例含む) を通じた文言の変遷過程や、委員会報告書、議会議事録については、裁判所は明白な意味の準則の制限に服しつつも、自由に参照するようになった。議場での討論については、委員会委員長ないし法案提出責任者による意見陳述は一定の場合に参照され<sup>(129)</sup>、実際の討論自体は、法文の具体的意味としてではなく、法の目的を探求することに限定して利用されるようになった。また問題となる制定法に関係する別の法案の取り扱い方も取り上げられることがあった<sup>(130)</sup>。

こうして 19 世紀末から 20 世紀初期にかけて、最高裁は明白な意味の準則

---

(127) Frederick J. De Sloovere, *Extrinsic Aids in the Interpretation of Statutes*, 88 U. Pa. L. Rev. 527 (1940), at 530-31. *United States v. Shreveport Grain & Elevator Co.*, 287 U. S. 77 (1932), at 83.

(128) *Crooks v. Harrelson*, 282 U.S. 55 (1930), at 59-60.

(129) *Omaha & Council Bluffs Railway v. ICC*, 230 U.S. 324 (1913); *Duplex Printing Press Company v. Deering*, 254 U.S. 443 (1921), at 474-75.

(130) Note, *Legislative Materials to Aid Statutory Interpretation*, 50 Harv. L. Rev. 822 (1937), at 824-25; Sloovere, *supra* note 127, at 545-49.

を主要な法解釈方法としつつも、立法資料に依拠した制定法解釈を拡大させていった。そして最高裁が立法資料を用いる目的は、基本的に法文の意味についての議会の具体的意図を認識するためであった。

### 3 インテンショナリズムの成立要因

1890 年代におけるインテンショナリズムの確立に影響した要因として、この時期の法理学的な環境変化が指摘できる<sup>(131)</sup>。

#### (1) 立法の科学 (science of legislation)

第一に、革新期 (Progressive Era) における制定法の質的変容と、それに伴う制定法に対する評価の変化が挙げられる<sup>(132)</sup>。

南北戦争以後、規制分野における連邦政府の役割は拡大し続け、連邦議会は州際通商委員会を創設する 1887 年州際通商法 (Interstate Commerce Act) をはじめとして、旧来のコモン・ローの法体系を仕組み直す新しい規制行政法と労働者保護法の立法化に取り組むようになった。

またこの動向に先行して、連邦議会下院は 1880 年から提出法案に委員会報告書の添付を義務付けるようになるなど、立法過程の効率化を図って現在の委員会中心主義的な運用を開始し、法案の起草と詳細の検討を下部委員会に委ねた<sup>(133)</sup>。

Caminetti 判決反対意見が立法資料として委員会報告書に高い評価を与えていたように、立法者の「法形成能力」に対する信頼性は委員会中心主義の下で向上し、次第に制定法はコモン・ローに匹敵する客観的、科学的なものと

---

(131) 以下に示すもののほか、Baade は、James Madison による憲法制定会議に関する記録が 1840 年に公刊されたことを受けて、南北戦争期に奴隷制についての憲法起草者の意思をめぐる議論が経験されたことが、実務上の制定法解釈論に影響を及ぼしたとの仮説を示している。Baade, *supra* note 18, at 1043-62. See also Note, *Debates as Aids in Interpreting Statutes*, 13 Harv. L. Rev. 52 (1899), at 52.

(132) Popkin, *supra* note 27, at 119-120. Eskridge, *supra* note 23, at 209.

(133) Jones, *supra* note 21, at 743.

して認知されるようになった。Roscoe Pound は、1908 年の論文「コモン・ローと立法」において、次のように「立法の科学」の到来を宣言した<sup>(134)</sup>。

「今流行っているのは、立法の欠陥を指摘し、立法者が望んでも試み得ない事柄が存在することを宣言することであり、裁判官が創った法（judge-made law）の優越性を説教することである。しかし裁判官と法律家は、次のことをよく覚えておくべきかもしれない。即ち、今や立法の科学（science of legislation）が到来したこと、そして現代制定法は何か未熟な要望に基く場当たりの作品であると軽く片付けるべきではなく、専門家による長期的かつ辛抱強い研究であり、両院協議会、両院、諸会議による注意深い考察…を意味するものであることである。また裁判官と弁護士は立法の欠陥を指摘することに決して飽きることはないが、他人からすれば、裁判官が創った法の欠陥もまた同じく明らかであることも覚えておくといいかもしい。」

Pound によれば「立法の科学」の到来によってコモン・ローは時代錯誤なものとなるか、あるいは制定法を妨害すらする。Pound は、1907 年の論文「偽装的解釈（spurious interpretation）」において、法と道德の交錯が見られる分野として Austin の真の解釈（genuine interpretation）と偽装的解釈（spurious interpretation）の相対化の問題を取り上げた際に<sup>(135)</sup>、制定法の時代にあっては、もはや偽装的解釈は時代遅れなものとなり、裁判官が殊更これに依拠する必要はないと述べる<sup>(136)</sup>。

「真の解釈の目的は、立法者が確立しようとしたルール、つまり立法者がルールを形成しようとした意図や、彼がルールを示す言葉に込めた感覚を発見することである。…これらの目的を果たそうとする解釈は、その性質において純粹に司法的（judicial）である。そして、解釈についての通常的手段、つまり法文の文字通りの

---

(134) Roscoe Pound, *Common Law and Legislation*, 21 Harv. L. Rev. 383 (1908), at 383-84.

(135) Roscoe Pound, *Spurious Interpretation*, 7 Colum. L. Rev. 379 (1907), at 380.

(136) *Id.* at 381, 382, 383.

意味と文脈が引き合いに出される限り、問題は無い。しかし、しばしば言葉や立法者の意図を引き出すこれら主要な方法によっては満足な結論に到達できず、ルールの理由と精神、あるいは、複数のあり得る解釈の中に見出される本質的メリットに依拠しなくてはならないことがしばしば起こり、その際、法の意味を真に認識することと、解釈を装って法を作り直すこととの間の線引きがより困難なものとなる。」

「他方で、偽装的解釈の目的は立法者の意図を形成し、あるいは改変することであり、単に発見することではない。…それは本質的に立法作用であって司法作用ではない。それは諸原理が少なく、立法が脆弱で、大昔の法に見られる厳格ルールの形成期には必要なものであった。」

しかし「偽装的解釈は、立法の時代には、時代錯誤である。」

Pound によれば、偽装的解釈は時代錯誤なだけではない。悪名で知られる *Lochner v. New York*, 198 U.S. 45 (1905) のように、レッセ・フェール思想の下で当時の最高裁は経済規制改革立法について旧来のコモン・ロー法体系を破壊するものとして違憲判断を加えていた。Pound は、産業社会が要請する社会立法の実施を妨害する裁判所の方法として、このようなアンチリベラルな憲法解釈だけでなく、その陰で目立つことはないが同程度に危険な方法として制定法解釈を挙げる。具体的には、制定法それ自体は合憲としつつも、明文がない限りコモン・ローを毀損する解釈の採用を拒む解釈方法、コモン・ローの修正制限則 (common law derogation canon) である。Pound は、コモン・ローの修正制限則は

「立法を何か軽蔑すべきものと想定している。…この法理の下では社会改革者と法改革者は、彼らの苦勞の成果である立法がこれを適用する人々に何ら共感してもらえず、厳格に解釈され、現状 (status quo) に可能な限り干渉がないように処理されるという状況に常に直面せざるを得ない。」

と立法の科学を妨げるものとして難じている<sup>(137)</sup>。

こうして Pound は二つの論文において法の科学がコモン・ローから制定法

に移行しつつあること、旧来のコモン・ローでは対処できない課題に対処する制定法の現代的価値を適確に宣言したのである<sup>(138)</sup>。そして立法の科学はコモン・ローの非科学性も次第に浮き彫らせる結果となり、相対的に制定法及び立法過程への関心を向上させる要因を導いた<sup>(139)</sup>。

## (2) 主観主義 (subjectivism)

第二は、19世紀末において主観主義に基く方法論が刑法、不法行為法、契約法、相続法、証拠法などの法学諸分野で有力に主張されるようになり、この動向が制定法解釈論にも影響力を及ぼした可能性が指摘できる<sup>(140)</sup>。

Marshall Court 以来、法実証主義の影響の下で法とは主権者の命令とされ、主権者の命令は議会の法文に示されるので、議会の忠実な代理人である裁判所は法文に示される議会の意図を忠実に具体化すべきである、と考えられてきた。しかし主観主義の影響下では、裁判所は代理人の職責として、制定法可決時の議会の実際の意図をも探求すべきである、という考え方に至り、このため立法資料を参照しようとする動向になるのは必然である<sup>(141)</sup>。ある論者は次のようにインテンショナリズムの理論を根拠付けている (傍点筆者)<sup>(142)</sup>。

「【立法資料】の依拠の根底にある基本的前提があるとすれば、立法者とは、法関係を決定する人民の意思を制定法を使って表明するための統括的道具 (controlling

---

(137) Pound, *supra* note 134, at 385, 387.

(138) Popkin, *supra* note 27, at 125-127.

(139) 制定法の価値の認識の高まりは、教育論では、ニューヨーク、コロンビア、ウイスコンシン大学などの主要なロースクールを舞台とする 1920～40年代の立法学の創成に向かった。拙稿「行政法教育と制定法解釈」前掲註(1) 212～13頁参照。

(140) Blatt, *supra* note 39, at 808; Sloovère, *supra* note 127, at 542-44. F. Vaughan Hawkins, *On The Principles of Legal Interpretation With Reference Especially to the Interpretation of Wills in* James Bradley Thayer, *A Preliminary Treatise on Evidence at The Common Law* (1898).

(141) Eskridge, *supra* note 96, at 370.

(142) Note, *supra* note 130, at 822.

instrument) である、という共和政体論 (theory of republican government) にあるように思われる。裁判所の役割は制定法の一般的用語を特別な事実状況に適合するように変換する従属的なものである。…裁判所は立法部を支配者と見なさなければならない。つまり、制定法の言葉の意味は、裁判官の直感に照らしてではなく、立法過程においてその言葉が置かれた状況に照らして解決されなければならない。」

このような主観主義の風潮に対し、Oliver Wendell Holmes は、1899 年の論文「法解釈の理論 (The Theory of Legal Interpretation)」において、法学の客観性 (externality) を重視する立場から制定法解釈における主観主義に反対の立場を表明した。Holmes は、契約解釈が当事者の意図ではなく、契約書を通常の用法で理解すれば足りると解されているように、制定法解釈についても

「我々は立法者の意図するところを尋ねるのではなく、制定法が意味するところを問うのみである。」

との著名な見解を表明したのであった<sup>(143)</sup>。

この Holmes の言説は後年、テクスチュアリズムの先駆的業績として多くのテクスチュアリストから引用されることとなる。確かに Holmes の言明は法実証主義的であり、従って Holmes はインテンショナリズムに対して消極的立場を取るものであろう<sup>(144)</sup>。

但しコモン・ローよりも制定法による社会改革を重視する Holmes の立場から彼の論文「法解釈の理論」を位置づけたとき、Holmes の言明の主眼は必ずしもインテンショナリズムの否定にあるのではなく、裁判官が立法者意思に仮託した主観的解釈を導くこと、つまり Pound が述べたように、コモン・ローの修正制限則のような制定法解釈準則に疑問を呈する文脈でもあることに留

(143) Oliver Wendell Holmes, *The Theory of Legal Interpretation*, 12 Harv. L. Rev. 417 (1899), at 419.

(144) Eskridge, *supra* note 96, at 388.

意する必要がある<sup>(145)</sup>。

### （3）裁判官の評価能力への信頼

第三は、立法資料の参照は証拠評価の問題に過ぎず、専門家である裁判官は解釈に関連性ある証拠のみ評価するはずであるという、裁判官の評価能力に対する信頼である。例えばある論者は次のように述べる<sup>(146)</sup>。

「そのような証拠【立法資料】に対する唯一の有効な反論は、その価値が僅かであるという点にあるに過ぎない。しかし、そのこと自体で当該証拠を排除する固定的準則を正当化するには十分ではないように思える。法の専門家集団ではなく、そのような証拠によって間違いやすい陪審には、そのような証拠準則は有益である。しかしその理由は裁判所には該当しない。…裁判所自身の思慮と経験を信頼して、裁判所はその発見できる証拠を全て審査することができるという、より実際的でより良い法理の中に、重要な事実が存するように思える。」

### （4）実体的デュー・プロセス論と立法資料の権威的価値

第四に、19世紀末からのいわゆる実体的デュー・プロセス論を契機として、より「権威」に依拠した制定法解釈を志向しようとする意識が最高裁内部において生じていたことである。

例えば *Duplex Printing Press Company v. Deering*, 254 U.S. 443 (1921) が好例である。同事件は、労働組合が争議の相手方でない企業に対して行ういわゆる第二次ボイコット（secondary boycott）が違法であり、クレイトン法（Clayton Act）によって裁判所のインジャンクションの適用対象となるかが争点となった事案である<sup>(147)</sup>。

---

(145) Popkin, *supra* note 27, at 128. 実際に Holmes は後年、*Boston Sand & Gravel Co. v. United States*, 278 U.S. 41 (1928) において明白な意味の準則を攻撃する際に立法資料を参照している。後掲註（159）参照。

(146) Note, *supra* note 131, at 52. See also Note, *supra* note 130, at 825; Jones, *supra* note 21, at 751.

リベラル派の Brandeis 判事 (Holmes 判事も参加) は、「とにかく、裁判官ではなく議会が、何が労働闘争に関する公共善かを宣言すべき機関である。」とし、「1914 年における立法提案者の考え方は、法上の不公平さと不確かさを取り除くべきだという点でかなり固まったものであった。…議会は裁判官に対し、労働紛争に係る雇用者に生じた損害が権利侵害なき損害 (damnum absque injuria) であるのか…、それとも権利侵害 (legal injury) であるのか…裁判官自身の経済的社会的見解に従って決定することに委ねるのではなく、権利侵害の要素を損害から取り除いたのである。…下院の委員会報告は多数意見と少数意見とも、そのことが法の目的であることを示している…。」と述べた<sup>(148)</sup>。

Brandeis 判事の主張に対し、保守派の Mahlon Pitney 判事はクレイトン法の文言を「狭く」解し、第二次ボイコットにインジャンクションが適用されるとの解釈を取った。その際、Pitney 判事はコモン・ロー的思考に依拠するだけでなく、Binns 判決を引用して、「上院又は下院の委員会報告書はより堅固な基礎に立脚しており、制定法の意味が曖昧な場合に立法者意思を説明するものと看做されることがある」としつつ、「このことは、法案を可決させる責任を負った委員会メンバーによる補充的報告の性質を持つ説明的陳述も含むまでに拡張されてきた。」と述べて<sup>(149)</sup>、委員会報告書のみならず、第二次ボイコットへのインジャンクション不適用提案に反対の見解を述べていた法案提出者の陳述内容にも依拠した。

このように、奇しくも保守・リベラル双方が立法資料に依拠した制定法解

---

(147) 法文は、「差止命令またはインジャンクションは、いかなる人または集団であっても、他の関係者が労働紛争を支援するのを止めさせること、または、平和的で合法の手段で他者を勧奨し、勧告し、説得することで労働紛争の支援を止めさせることを禁じるものではない。」というものであった。Clayton Act, § 20, 29 U.S.C.A. § 52, *citing Duplex*, 254 U.S. at 469.

(148) *Duplex Printing*, 254 U.S. 443 (1921), at 485-487 (Brandeis, J., *dissenting*).

(149) *Id.* at 474-75.

釈を志向していたのである。Holmes 判事が論文「法解釈の理論」において解釈の客観性を強調していたように、Holmes 判事や Brandeis 判事の制定法解釈の基本的な態度は文理主義であると評価されているが<sup>(150)</sup>、彼らリベラル系判事が本件で示したインテンショナリズムは、社会経済問題について裁判所のフォーマリズムな法解釈を戒め、議会の政策的判断を尊重すべきとする立場から整合的に理解することができる。これに対し Pitney 判事がインテンショナリズムを実践したのは、そうすることでコモン・ローに整合的な保守的解釈が立法者意思に反するものではないことを示し、反民主政的解釈であるとの世間からの批判に対処しようとした意図が推測される<sup>(151)</sup>。

Eskridge の表現を借りれば、選挙で選ばれていない裁判官が行う法解釈と、民主政下で政策決定を行うべきは議会のみであるという要請との調和として、制定法解釈を行うに際して立法者意思を古文書から発掘しようとする考古学的（archaeological）な手法が自然なものとして導かれたのである<sup>(152)</sup>。この文脈では、裁判官は立法資料を当該法解釈問題についての「立法者の具体的意図」を探求するために利用していることになり、従ってそこでの立法資料の価値は、立法者の具体的意思を示す証拠としての「権威的価値」に見出されることになる。

全員一致の Holy Trinity 判決が制定法解釈に際して立法資料に依拠したのも、その内容が明文の意味に反する反制定法的であったばかりでなく、その保守性故に立法者の権威を提示する必要があったためとも考えられる<sup>(153)</sup>。

（5）ともあれ、時に保守派判事は制定法解釈に際して明白な意味の準則に依

(150) Jones, *supra* note 126, at 13, n42. Felix Frankfurter, *Some Reflections on the Reading of Statutes*, 47 Colum. L. Rev. 527 (1947), at 538.

(151) Eskridge, *supra* note 23, at 209-210. 中川丈久「法律解釈における立法史の利用について」前掲註（2）84頁（解題部分）参照。

(152) Eskridge, *supra* note 23, at 13-14. Popkin, *supra* note 27, at 138.

(153) Eskridge, *supra* note 23, at 209-210.

拠したので、立法資料の利用は状況次第であった。他方でリベラル系判事も、立法事実の精査は司法積極主義に連なるとして必要性を認識していなかった。特に Homes の客観主義からは、具体的立法者意思の措定は、実際には解釈ではないとの疑念も生じ、この点が克服されない限り、立法資料の利用一般にはなお困難な理論的問題も存在した。

従ってインテンショナリズムの常態化には、なお理論的障壁が存在した。但し後述するように、この時期、連邦政府の法律家がニュー・ディール諸立法の合憲性を主張する際に、憲法解釈方法論として立法資料の利用にも着目していたことは、制定法解釈方法論の変容に寄与することとなった<sup>(154)</sup>。

## 第六節 リーガル・リアリズムと制定法解釈 (1930 ~ 1940 年代)

### 1 古典的法思想とリーガル・リアリズム

(1) Caminetti 判決の明白な意味の準則を修正し、制定法解釈の転換を示す象徴的事例が *United States v. American Trucking Assns.*, 310 U.S. 534 (1940) である。複数の実証研究に依れば、合衆国最高裁による立法資料に依拠した制定法解釈方法は、*American Trucking* 判決が下された 1940 年以降、1980 年代にピークを迎えるまで緩やかに増加し続けていく<sup>(155)</sup>。

*American Trucking* 判決の詳細は後述する (→5) が、*American Trucking* 判決に前後して合衆国最高裁がインテンショナリズムを是認する政策判断を採用するに至った原因として、複数の要因を指摘することができる。第一はリーガル・リアリズムの理論動向であり、第二はニュー・ディール期の連邦政府

(154) Parrillo, *supra* note 20, at 283, 344-46. Jones は、制定法解釈において裁判所が立法資料を利用しない一因として、そもそも訴訟当事者が立法資料を利用していない現状を指摘していた。そして憲法訴訟では *Muller v. Oregon* (1908) におけるいわゆるブランドイヌ式上告趣意書 (Brandeis brief) 以来、社会学的立法事実論が訴訟戦術論で重視されてきたように、制定法解釈でも今後は立法資料が利用されるようになるだろうと予想していた。Jones, *supra* note 21, at 763-64.

(155) See Law & Zaring, *supra* note 17, at 1715 & fig.5; Zeppos, *supra* note 9, at 1104-05 & fig.7.

の訴訟実務である。

本節では前者のリーガル・リアリズムについて検討する。

(2) リーガル・リアリズムは、様々な法学分野で妥当していたコモン・ロー的思考方法 = 古典的法思想を批判する思潮動向である。古典的法思想とは、法を高度に抽象的な原理とカテゴリーに分類し、それを個々の事案に論理的機械的に適用することで中立的で非政治的な判決を可能にしようとする方法論であり、Holmesの主観主義批判を継承する論者は、そのような分類の実際は裁判官の伝統的な政治的判断を固定化したものに過ぎず、なんら中立的・安定的結論を帰結するものではないと批判した<sup>(156)</sup>。

制定法解釈について言えば、リーガル・リアリズムは従来の方法の中心的概念である「立法者意思」や「制定法解釈諸準則」について方法論的問題点を指摘し、裁判官の制約原理としての機能を果たし得ないと糾弾した。

リーガル・リアリズムは社会変革を担う立法・行政活動に信頼を置き、静的秩序の維持に動こうとするコモン・ローに懐疑的であり、従って制定法解釈論の是非も、立法者に抗して制定法をコモン・ロー適合的に「偽装的」に解釈する裁判官、という構図の下で、革新主義的立法を実施する最適な方法とは何か、という観点から展開されることとなった。

## 2 解釈準則 (明白な意味の準則) とリーガル・リアリズム

(1) リーガル・リアリズムによる古典的な解釈準則批判については、コモン・ローの修正制限則を批判する Pound の論文について先に見た。後年、Karl N. Llewellyn が<sup>3</sup>、コモン・ローの修正制限則 (derogation canon) と、修正的制定法の自由な解釈則 (remedial statutes canon) のように、相互に矛盾し合う 28 件の解釈準則のリストを配置し直して見せることで、裁判所が古典的に用い

---

(156) なお損失補償分野における古典的法思想とその克服について、拙稿「損失補償の要否論と財産権の本質的内容 (1) (2・完) - アメリカにおける理解の変遷」早稲田政治公法研究 76 号・77 号 (2004 年) 参照。

てきた実体的解釈準則の実態は裁判官の推論を導くものではなく、法解釈の結論が裁判官により操作可能なものであることを喝破してみせている<sup>(157)</sup>。

(2) 以下では本稿の関心に沿い、古典的な解釈準則のうち、立法資料の利用を制限する「明白な意味の準則」に対するリーガル・リアリズム批判を見る。前述の通り、Holy Trinity 判決以後、最高裁がインテンショナリズムに全面的に舵を切った訳では無かった。Caminetti 判決では、少数意見（リベラル派）は制定法解釈に際して立法資料を利用する一方で、多数意見（保守派）は明白な意味の準則に依拠し、文言の意味が明白である場合には立法資料は利用できないとの見解を示した。

しかし、最高裁が明白な意味の準則を用いるのは、単に立法資料から説得的な推論が導けない、あるいは、矛盾する複数の推論が導かれるため、立法資料を利用しない理由付けとして制定法の意味が明白であることに言及しているに過ぎない、という判例分析がある<sup>(158)</sup>。Caminetti 判決の多数意見が明白な意味の準則を用いたのも、単に婦人保護という保守的な結論を導く際に都合良く立法資料を「権威的」利用することができなかつたからに過ぎないのではないか。この疑念によれば、裁判官は解釈に入る前に既に結論を決定しており、従って裁判官は明白な意味の準則に託けて自身の保守的思想を反映した「偽装的解釈」をしているに過ぎず、必ずしも民意を反映していないのではないか、との危惧も生じることとなる。

(3) 明白な意味の準則に対する批判として、まず Boston Sand & Gravel Co. v. United States, 278 U.S. 41 (1928) における Holmes 判事の見解を取り上げる。同事件は、法文上、合衆国に対する海事損害賠償事件が私人の場合と同じように扱われると明記する制定法の適用の可否が問題となった事例である。保守派の Sutherland 判事（反対意見）は法の適用を肯定する根拠として、「私の意

---

(157) Karl Llewellyn, *Remarks on the Theory of Appellate Decision and the Rules or Canons About How Statutes Are To Be Construed*, 3 Vand. L. Rev. 395 (1950), at 401.

(158) Note, *supra* note 130, at 823-24.

見では、本件で賠償請求権を否定してしまうと、外部状況の助けを援用して制定法にそれまで存在しなかった曖昧さを挿入することにより、議会によって使用された言葉の明白な意味を完全に変更することになり、それにより、…長年確立してきた制定法の解釈準則を無視するものである。」と述べた。

これに対し、多数意見を執筆した Holmes 判事は、

「言葉の意味が明白であるなら、疑問を提起するために証拠を求めるべきではない、と言われてきた。それは法準則（rule of law）ではなく、経験的格言（axiom of experience）に過ぎない。そしてもし説得的証拠が存在するなら、その考慮を排除することはできない。もし議会がある言葉を通常の用法により見出され得る意味よりもより狭い意味で用い続けてきたとするなら、制定法解釈の際にその事実の考慮を拒むとすれば、それは恣意的であろう。」

と述べ<sup>(159)</sup>、実際、同法の制定当時の状況を立法資料で確認した上で、関連制定法での同用語の用法に言及し、制定法の文字通りの適用を否定した。Holmes の言説は、文言が明白であるなら解釈は一つしか存在しないとする明白な意味の準則のフォーマリズムに盲従することでは、真に法の意図に適合した法解釈を行うことができないという批判である<sup>(160)</sup>。「『明白で明確な意味』というフレーズが示すのが、その言葉が持つ意味は一つしか無いということ

---

(159) *Boston Sand & Gravel Co. v. United States*, 278 U.S. 41 (1928), at 48.

なお *Boston Sand* 判決によって、Holmes は 1899 年当時に示した自身の客観主義を修正したのではないかと指摘されることがある。しかし *Boston Sand* 判決の主眼は、制定法解釈準則としての明白な意味の準則の墨守を否定する文脈であることに留意する必要がある。Holmes の客観主義になお変化はなかったと考えるべき証拠としては、Frankfurter, *supra* note 150, at 538. Eskridge によれば、Holmes は立法資料を主観主義的に用いることに懐疑的であったに過ぎず、客観主義的な制定法解釈のために立法資料を利用することはむしろ望ましいと考えていたと分析する。Eskridge, *supra* note 96, at 388-89. See also Popkin, *supra* note 27, at 128.

(160) Jones もこの点で *Caminetti* 判決を批判する。Jones, *supra* note 126, at 7.

だとすると、…その他の合理的な意味が存在する可能性が全て消失してしまう」からである<sup>(161)</sup>。

(4) 次に、当時の判例実務の傾向を分析する Harry Willmer Jones の判例研究を紹介する。Jones によれば、明白な意味の準則を使用するか否かの基準について判例法理を見出すことはできず、また Holy Trinity 判決も含め、明白な意味の準則が排除されるべき「不合理な結論」に到達する事例も一つも無く、明らかに問題が裁判官の裁量に委ねられている。結局、「外部的補助の形態から提示される証拠が、解釈者たる裁判官が正当で適切と考えたものと矛盾する決定を示唆する場合には文字通り解釈する、というルールが、…外部資料を排除する裁判所の有用な論拠であるように思われる。裁判官が外部的補助の中に、制定法の文言の文理的意味に彼らが望ましいと考えるものを加減するための補助を発見する場合には、彼らは常にそれを最大限に利用しようとするのである<sup>(162)</sup>。」と述べて、制定法解釈準則の選択が恣意的に行われている可能性に懸念を示し、後述のように立法資料を利用した制定法解釈方法の有用性に言及する<sup>(163)</sup>。

(5) リーガル・リアリストの中でも制定法解釈分野で最も顕著な業績を挙げたのは、Max Radin であろう。Radin は、1930 年の論文「制定法解釈 (Statutory Interpretation)」において、もはや最高裁のみならず、州裁判所もコモン・ローの修正制限則 (derogation canon) を維持することはできず、制定法の意味の解釈作業に従事するようになった現象を確認しつつ、制定法解釈の理論的問題を取り上げる<sup>(164)</sup>。Radin は制定法の意味が明白であるなら解釈の余地はな

(161) Sloovere, *supra* note 127, at 553.

(162) Jones, *supra* note 126, at 17-18.

(163) *Id.* at 20-21.

(164) Max Radin, *Statutory Interpretation*, 43 Harv. L. Rev. 863 (1930), at 863. なお Radin の見解については、我が国でも既に園部逸夫「行政上の法解釈に関する一考察—アメリカ行政法のある断面」法学論叢 67 卷 1 号 (1960 年) 37 ~ 38 頁に紹介がある。

いとする明白な意味の準則については、制定法の意味は本質的に曖昧なのであり、制定法の意味が明白であるとの判断の時点で既に解釈が加えられている、と論理学に依拠して批判した<sup>(165)</sup>。

(6) こうしてリーガル・リアリズムによって古典的な制定法解釈方法論、とりわけ明白な意味の準則が何ら中立的・安定的結論を帰結するものではないことが導かれ、中立的解釈を可能とする道具として、立法資料に依拠することが検討課題としてリーガル・リアリストにより取り組まれることとなった（→3）。

### 3 立法者意思とリーガル・リアリズム

#### (1) Max Radin

リーガル・リアリズムの理論的批判は、法解釈の主要な対象とされてきた立法者意思に対しても向けられた。特に *Holy Trinity* 判決や *Duplex Pressing* 判決における立法資料の利用方法が具体的立法者意思を措定する点だったことは、客観主義の立場からは、その解釈の保守性と相まって疑念を生じさせるものであった。

Max Radin は、前述の論文「制定法解釈」において、立法者意思の発見にも理論的批判を加えている。Radinによれば、第一に立法者などは存在せず、在るのはただ集団としての個々の議員である。そして個々の議員が制定法可決時に精確に一致して同一の明確な意図を共有していることなど有り得ず、仮にそれが存在していたとしても、それを知る術も実際上なく、従って立法者意思というものはおよそ「発見し得ない (undiscoverable)」<sup>(166)</sup>。

第二に、仮に立法者意思が「発見し得る」としても、立法の本質は制定法を可決させることでしかなく、神学や文学と異なり、読者 = 人民に著者の意

---

(165) Radin, *supra* note 164, at 867-69.

(166) *Id.* at 869-71.

思を強要するものではない以上、立法者意思が人民を拘束する力を持つことはない。また制定法の解釈は制定法の形成後に生じるのだから、立法者が法案可決前に示した意思が解釈作用に影響を与えることも論理的に有り得ない。従って立法者意思は制定法解釈において「関係が無い (irrelevant)」<sup>(167)</sup>。

従って Radin によれば、立法資料の利用も意味が無いものとなる。Radin は、立法資料の最終版から一定の立法者の意思を知ることができる余地を認めるが、Radin は一連の立法過程が非連続的なものであると観察する立場に立つため、立法資料の最終版からはそれ以前の立法者意思の形成過程を知ることができないとして、立法資料も法解釈に無用とした<sup>(168)</sup>。

こうして Radin は、上記論文において具体的立法者意思の措定不能性を喝破し、結果、Holy Trinity 判決や Duplex Pressing 判決に見られる立法資料の「権威的価値」的利用方法を否定した。Radin によれば、裁判官は法文や立法者意思、目的などから制定法の意味を発見しているのではなく、実態はその逆に、意味の検討と選択の決断の後にそれを正当化する根拠を探求しているに過ぎない<sup>(169)</sup>。Holy Trinity 判決における外国人契約労働者法の目的は国内の肉体労働者の保護だけではなかったはずであり、宗教家を尊重しようとする裁判官の感覚が当該法の目的を限定化した。対して Caminetti 判決では、売春婦輸送法の目的は女性に売春をさせるために州際輸送することを禁じることだけだったにも関わらず、判事達は自身の道徳観から法の目的を広く想定することにし、その結論と矛盾する立法資料の利用を排除したのである<sup>(170)</sup>。

結局、Radin によれば、制定法解釈を確定的なものになし得る理論は存在しないのであり、裁判官は周辺環境に身を置きながら自身の健全な感覚の下

(167) *Id.* at 871-72. Radin の制定法解釈論は、憲法構造への着目から法形成と法適用作用の区別を重視する、後述の John F. Manning のテクスチュアリズムに類似するものがある。

(168) *Id.* at 873.

(169) *Id.* at 864.

(170) *Id.* at 882, n.38.

で責任ある選択の決断をしているとの認識を前提に、立法過程と司法過程の改善点に言及する<sup>(171)</sup>。

以上のような Radin の観察は、裁判官は制定法解釈に際して立法者意思を非裁量的に展開するという忠実な代理人モデルに懐疑の視点を提供するものであった。そして Radin の議論は、制定法解釈における裁判官の解釈裁量は否定し得ず、むしろ法解釈が政策選択そのものであることを示唆するものであり、次世代の制定法解釈論の素地を提供するものであった。

## （2）James M. Landis

明白な意味の準則も立法者意思も、裁判官の中立的解釈を確保することはなく、従って裁判官の解釈裁量は不可避であるとする Radin のあまりに率直なリアリズム観察に対して、革新主義の法律家の中には、立法者意思についてはリアリズム批判を後退させる立場もあった。彼ら中間派（Landis、de Sloovere、Jones）の見解は、むしろ明白な意味の準則の下で裁判官が法文の意味に仮託して恣意的な制定法解釈を行うことを防止し、民主的かつ政策適合的な解釈の到達を企図する上で、立法者意思を示し得る立法資料の有用性に着目するものであった。

James M. Landis は、Radin の論文「制定法解釈」への対抗論文「『制定法解釈』への覚書（A Note on “Statutory Interpretation”）」（1930年）において、立法者意思への Radin の批判は不適切な一事例を示すに過ぎないと反論する。法解釈において立法者意思を考慮するのは、立法者が法形成者であるという統治構造に由来するのであり、議会が将来の政策形成を担っているという実際からも立法者意思を軽視する思考は妥当でない<sup>(172)</sup>。従って問題は立法者意思が「関係が無い（irrelevant）」ことではなく、代表者の集団性故に「発見し得ない（undiscoverable）」とされていることであるが、ここで Landis は立法者意

(171) *Id.* at 881-85.

(172) Landis, *supra* note 35, at 886.

思について、①制定法の「意味 (meaning)」を指す場合と、②「目的 (purpose)」を指す場合とを区別した上で、Pound の議論に依拠して、前者は「真の解釈」を目指すものであるが、後者は「偽装的解釈」になる可能性を指摘する<sup>(173)</sup>。Landis の言う①の意味は具体的立法者意思、②の目的は抽象的立法者意思を指すものであろう。

そして Landis は、①の「意味」的立法者意思については、賛成投票だけでなく、委員会報告書、委員長の説明的陳述から「議会多数派」の意思は「発見」でき、更に法案起草過程や修正案への賛否の投票、改正前の制定法の執行状況、行政解釈に対する議会の態度（黙認）、他の制定法における用語の用法などからも、「真の立法者意思」は探求し得ると踏み込んで述べる<sup>(174)</sup>。Landis によれば、「野蛮な (barbaric) 解釈準則」、つまり外部資料排除準則は、「現実的な方法で制定法の意味を獲得する機会をしばしば排除し過ぎている」とし、そのような方法論は「議会の記録が存在しない時代に生成したものであるが、議事録や討論、報告書が慎重に記録されている今日では、もはや固執することはない」のである<sup>(175)</sup>。

むしろ Landis は、制定法の「意味」が発見できない場合に裁判官が立法者意思の名目で解釈する慣行こそ危険性があるとする。そして②制定法の目的と精神に触れる制定法解釈について、「その目的を把握し、それに効果を与えようと誠実に (honestly) 務めようとする精神」こそが特に重要であると指摘する。

Landis はこの目的論的解釈の具体的方法として解釈準則と立法資料にも言及する。まず、既存の「解釈準則 (rules of interpretation) も、「それによって自動的に結論を導き出すものではなく、立法者が思い描いた状況に匹敵するものに精神を適合させる方法である。ビジョンそれ自体は現実には特定の対

---

(173) *Id.* at 888.

(174) *Id.* at 888-90.

(175) *Id.* at 890-91.

象を捉えることはないが、一度同じ方向に向いた視線は、特定の対象をその適切な場所に、より確実に置くであろう<sup>(176)</sup>。」と述べ、解釈準則も解釈者が「目的」的立法者意思を誠実に再構成する手法であったことを再認識させる。

次に Landis は、「解釈過程において立法過程と立法資料を無視することは、現在の政治経済の精神（forces）が示す方向性について資料が明らかにすることに、それが何であれ、背を向けることである<sup>(177)</sup>。」「そのような資料はしばしば目的（purpose）に関連して想定される立法者意思を知る助けを与えるのである<sup>(178)</sup>。」と述べて、制定法の目的を認識する上でも立法資料に依拠する実益に言及する。なお Landis は、Radin の認識と異なり、制定法とは「長期にわたる立法過程の最終形態（culmination）であるが、立法過程は単なる法律からほとんど理解されておらず、またほとんど研究されていない…。」ことも嘆じている。

Landis の主張を要約すれば、立法資料の利用は制定法の具体的意味を把握する上で有用なだけでなく、それが存在しない場合に探求すべき法目的の認識についても、Pound の言う「偽装的解釈」を可能な限り防止できるという点で有用である、というものであろう。また立法資料の活用は革新主義に適合する法解釈の実現に資するものとも認識されており、そのために立法学的方法論の必要性に言及している点も注目される<sup>(179)</sup>。

### （3）Frederick de Sloovère

Landis は立法者意思の「意味」と「目的」を区別して見せたものの、その議論はなお具体的立法者意思説を是認するものであった。これに対し、

(176) *Id.* at 892.

(177) *Id.* at 892.

(178) *Id.* at 892.

(179) ちなみに James M. Landis と Frederick de Sloovère は初期アメリカ立法学の形成に貢献した理論家でもある。See William N. Eskridge, Jr. & Philip P. Frickey, *The Making of The Legal Process*, 107 Harv. L. Rev. 2031 (1994), at 2033-34. William N. Eskridge, Jr., *The Three Ages of Legislation Pedagogy*, 7 N.Y.U. J. Legis. & Pub. Pol'y 3 (2003-2004), at 3-4.

Landis に続くリーガル・リアリズム中間派は、Radin の主張を是認し具体的立法者意思説を半ば放棄すると共に、それに伴い変容した立法資料の新たな価値を見出すようになった。

Frederick de Sloovere は、今日の重要な法律学の課題は裁判所と行政機関の法解釈であるとの認識を示した上で、裁判所によるコモン・ローに擬えた制定法解釈は、これまで「狭い」文理解釈と「広い」（ないしエクイテイ適合的な）解釈の間で揺れ動いてきたが、制定法の形成過程を注意深く検討することで、制定法の文言のコンテクスチュアルな意味（contextual implications）を解釈者に提示することができ、それにより、裁判所がコモン・ロー上の解釈準則に依拠して架空の立法者意思を作り上げて自ら立法を行うという前世紀の慣習を防ぐことができると主張した<sup>(180)</sup>。

即ち de Sloovere によれば、「立法資料を調査することで、直接関係する制定法の目的を明らかにし、コンテクスチュアルな視点を獲得することは、法文のあり得べき複数の意味の中から意味を選択することを明らかに助けるのであり、そのような手続は、立法者が裁判所の扱う事件に関して心に抱いていたであろう事柄を探求することとは明らかに区別できるのである。…制定法の究極的ないし間接的な目的が立法資料の中に指示されているかもしれない限り、勿論、それらは価値があるのである<sup>(181)</sup>。」

そして de Sloovere は Pound の「真の解釈」と「偽装的解釈」を取り上げ、Landis の議論を進めて「少なくとも真の解釈と、外部的補助を可能な限り広く利用することとの間には何ら矛盾はない」とする一方で、「もし裁判所が、言葉のコンテクスチュアルな意味を最もよく示す客観的な外部資料を徹底的に研究し適切に評価することなく、文理解釈を無意識に駆使し、あるいは解釈準則を自由に選択することによって制定法の文言の中に直接的あるいは間

(180) Sloovere, *supra* note 127, at 527-28, 554-55.

(181) *Id.* at 539.

接的な目的についての自身の見解を読み込むのであれば、偽装的解釈という結果になりやすいだろう」とした<sup>(182)</sup>。

このように de Sloovère も Landis と同じく、立法資料を法文や関連法と並んで利用することにより裁判官の偽装的解釈を防止する上で望ましいという道具主義の観点に立つが、Landis と異なり、主として立法資料の意義は主観的な立法者意思ではなく、法文のコンテクスチュアルな意味の発見という点に見出されている。

ここから de Sloovère は議論を進め、法文の意味が曖昧である場合に複数の選択肢から意味を吟味するためだけでなく、法文の意味の明白であること、即ち他の選択肢の不存在を確証するためであっても、関連性のある（relevant）立法資料であれば全て利用されるべきであるとして、Caminetti 判決の明白な意味の準則論を否定する<sup>(183)</sup>。de Sloovère は委員会報告書や起草過程だけでなく、討論における議員や関係者の個人的意見でさえも、主観的立法者意思としてではなく、法文のコンテクスチュアルな意味を確定する作業という趣旨であれば、関係性と信頼性の価値があるとする<sup>(184)</sup>。

#### （4）Harry Willmer Jones

Jones は、Radin の立法者意思批判について、全ての解釈問題を立法者全員が予想した上で共通の解答を認識していたと想定することは確かに非現実的であると是認しつつも、起こりうる幾つかの解釈問題に共通する「基本問題」について認識を共有していたと想定することは、必ずしも非現実的では無いと反論する<sup>(185)</sup>。Jones は、ほとんどのケースでは特定の解釈問題という意味

---

(182) *Id.* at 540.

(183) *Id.* at 541, 552-53.

(184) *Id.* at 544. 但し de Sloovère は、立法資料を調査する目的は、①制定法の法文のより広い contextual な意味を決定すること、②存在する害悪とそれへの対処策といった制定法の目的と対象を明らかにすること、③その目的に沿った最適の意味を選択するだけでなく、その目的が十分に効果的となるように制定法を適用することに限られるとした。*Id.* at 530, 532-33.

での立法者意思は発見できないか不存在であるとした上で、しかし「そのようなケースであっても、外部的補助を参照することで、可決時の立法者、あるいはその何人かが法を制定することで達成しようとしていた目的という意味での『立法者意思』を発見することは常に可能である<sup>(186)</sup>。」として、de Sloovere と同じく、具体的立法者意思とは区別された目的論的立法者意思を措定し、それを効果的に発見するための立法資料の有用性を指摘した<sup>(187)</sup>。

「制定法に具体化された目的ないし政策という意味での『立法者意思』を発見することは、専門的意味や特定の適用の仕方についての立法者の理解を発見することよりも、しばしば容易である。立法部の多くの構成員は立法案の根底にある目的を認識し、また記録の中に態度を表明しているであろう。…実効性ある目的論的解釈は、かなりの程度、外部資料を十分に利用できるかどうかによって左右される。その外部資料から事実上全ての制定法が具体化している価値と得失 (expediency) についての立法判断が集積される場合がある。」

しかし Jones は de Sloovere の議論を進めて、制定法をその目的に沿って解釈することの意義について次のように述べる<sup>(188)</sup>。

「司法的思考とは既存の法を発見しこれを適用することに過ぎない、という時代遅れではあるがなお残存している法理論が、…司法過程の現実を覆い隠してきた。制定法の『法』は、立法者がそれに押印しただけでは完全ではないのであり、後続の司法的決定が、制定法の方向性の意味と効果を加えるのである。完全に予見できない事柄に関する制定法解釈は、裁判官であれ行政官であれ、特定の紛争に制定法を適用する任務を負った者による創造的思考 (originative thinking) の行使が求められ

(185) Jones, *supra* note 21, at 741-43.

(186) *Id.* at 756-57. See also Archibald Cox, *Judge Learned Hand and the Interpretation of Statutes*, 60 Harv. L. Rev. 370 (1947), at 370-71.

(187) Jones, *supra* note 21, at 760-61.

(188) *Id.*

る。立法者が完全に予見していなかった問題については、司法的法形成が不可避であり、立法者の目的や政策が探求されるべきなのは、隙間を埋めるような本質的に回顧的な司法的立法が、考慮された立法目的の達成を向上させはしても、阻害することがないようにするためである。」

Jones によれば、裁判所が（そしておそらく Landis も）正統なものとして想定する目的論的解釈方法とは、立法者が示した特定の解釈という立法者意思から推論することに過ぎなかった。しかし、目的論的解釈は立法者の現実的意思を再構成することに止まらず、立法者が現実に予見し得なかった事象についても展開可能なものである。Jones の見解には、伝統的な一元的垂直型統治構造観、あるいは法形成と法執行の区別を強調する忠実な代理人モデルから離脱する思考が看取される。

#### 4 パーポズィビズム（purposivism）

Max Radin は、リーガル・リアリズム中間派の攻勢に晒され、また後述の American Trucking 判決の影響もあってか、1942 年の論文において 1930 年の立場を一部修正し、自らの制定法解釈方法論を明らかにした。そこにはリーガル・リアリズム中間派と親和的な面も見られ、当時の学説の共通到達点の一端が窺われる。以下では Landis、de Sloovere、Jones、Radin の議論を整理することで、四者にみられる新たな解釈方法論＝パーポズィビズム（purposivism：目的主義）の萌芽を看取し、American Trucking 判決との関係を検討することとする。

（1）第一に、制定法解釈論の内部で伝統的な忠実な代理人モデルの明らかな揺らぎが看取される。1930 年の Radin の立法者意思批判は、制定法解釈にあたる裁判所は法文に見出される立法者の意思を実施することは不可能であるとして、忠実な代理人モデルを否定するものであった。これに対し Landis は、忠実な代理人モデルをなお措定して具体的立法者意思説を是認したが、Jones

は Landis と異なり、制定法解釈の本質を法目的の発見・確定にあると想定した上で、抽象的立法者意思が具体化する場として立法過程に後続する統治過程 = 司法過程と行政過程を Landis 以上に強く意識しており、裁判官を立法者に従属すべき立場と思考していない。

即ち Jones は、「重要なことは、裁判所の義務は制定法の目的に『効力と生命 (force and life)』を付け加えること (to add) であって、単に既に存在する立法者の判断を発見することではない。」と述べ<sup>(189)</sup>、制定法解釈が法の意味の確認に止まらず、裁判官による法の創造に及ぶことを明示するのである。

Jones が採用するのはパーポズイビズム、即ち、解釈者は当該制定法がいかなる「目的」から制定されたのかを精査し、当該制定目的を最も効果的に発揮しうる解釈を合理的に選択して具体的事件に適用すべきとする立場である。

Jones がこのような立場を採るのは、Radin が次に述べるように、制定法を動態的統治プログラムの起点とみなす目的論的思考があるからである<sup>(190)</sup>。

「制定法は…目的を達成するために制定された。…制定法を法律集に載せる立法府は、この目的を社会にとって望ましいものとするために設定する憲法上の権利と権限を有しており、裁判所と行政機関はこれに従う明白な義務を負う。」「制定法は明確に明文で表現されている。その言葉が選択されたのは、その象徴的あるいは秘儀的な (esoteric) 価値故でもなければ、その論理的ないし審美的な質の故でさえもなく、主として、我々に制定法の目的を知らせるためである。」

(189) 法の目的に沿った解釈準則を述べた先例として Heydon 事件の言説を挙げる。Jones, *supra* note 21, at 757.

(190) Max Radin, *A Short Way With Statutes*, 56 Harv. L. Rev. 388 (1942), at 398, 401. そして「制定法は、行政官や裁判所に対して、認識された社会的政治的経済的な諸価値を常に保持し維持する上で、明確な結果を果たさせるための指令である、とよく評されている。比喩の助けを借りるなら、制定法はグランドデザイン又は計画と呼ぶことができる。そこにおいて体系 (structure) の性格と規模が指示され、詳細は望ましい体系の構築の確保に必要な限りで与えられるのみである。」*Id.* at 407.

Radin は 1930 年の論文でも法解釈に立法者意思が「無関係」である理由として憲法による権力構造の分割を挙げていたが、Radin は 1942 年の論文でも統治構造論を根拠に忠実な代理人モデルが成立しない理論モデルを提示する<sup>(191)</sup>。

「アメリカの立法部は、行政部や司法部が有している権限と同じ程度の権限しか有していない…。立法部の機能はこれら公務員に指令を出すことであるが、それは立法部が主権者であるからではなく、我々の憲法システムにおいて、それが立法部の義務だからである。」「立法の適用は、言葉の意味の発見に常に左右される訳ではないのと同じように、立法府、あるいは立法者の『意図』ないし『意思』の発見に常に左右される訳でもない。立法者意思の基礎にある考えは…主権者たる立法者が、宗教、伝統的権威性、または憲法上の正当化によって、行政官や裁判官よりも政治的に優越しており、その意思は、良かれ悪しかれ、また合理性を問わず、疑いの余地がない、という理論である。我々の立法府は行政官や裁判官と主権者の立場に変わりはなく、また憲法上の公務員は全て規定された機能を有しているので、その理論が依って立つ基礎は崩壊している（傍点筆者）。」

Radin は、立法府が行政官や裁判官と変わりが無いとして忠実な代理人モデルに疑問を呈しつつ、統治三権が統治過程を機能的に展開できるようにそれぞれの統治機能の役割を授権されているとの観念を前面にしており、その思考はかつての制定法解釈における協調的パートナーモデルに近いものであった<sup>(192)</sup>。

(2) 第二に、このような制定法の目的に即した創造的な法解釈の任務は、裁判所だけでなく行政機関の解釈活動にも求められていた。Jones と de Sloovere の見解については前述した。Radin も、裁判官と行政機関の法解釈の創造性について、次のように述べる<sup>(193)</sup>。

---

(191) *Id.* at 405-406.

(192) 拙稿「アメリカにおける制定法解釈と立法資料（1）」*広島法学* 38 卷 3 号（2015 年）19～22 頁参照。

(193) Radin, *supra* note 190, at 411-12.

「裁判所が制定法について、いわゆる政治家的な (statesmanlike) 見解を持つようなことは、しばしば否定されている。しかしこの拒絶は、再び、立法者への主権性の帰属を基礎にするものである。行政官や裁判官がなぜ立法部の構成員と同じように政治家と呼ばれるべきでないのか、理由はない。確かに政治家の見解とは、立法部の義務をより明確明晰に特徴付けるものである。…そして立法部は、もし彼らが適切な言葉を見つけることができるなら、立法部がより重要な達成目的と考えるものを置換しようとする行政部や司法部によるいかなる試みをも排除するかもしれない。しかし、立法部がそれを極めて特段排除しないのであれば、制定法の政治家的概念は、裁判所の制定法に関する判断の通常かつ必要的な基礎になるのは明らかである。」

(3) 第三に、しかしながら、パーポズイビズムは裁判官の制定法解釈に過度の裁量を認める危険性もある。そこで Landis、de Sloovere と Jones はいずれも、法文のみ参照する方法論よりも立法資料をも参照する方が制定法の客観的／民主的意味を把握することができる点に、インテンショナリズムの方法論的利点を認める。立法資料を利用しないパーポズイビズムでは「偽装的解釈」に到達する危険性があると批判するのである。従って Holmes と異なり立法資料の参照を積極的に許容するが、de Sloovere が述べるように、それは「真の解釈」と矛盾しないのであり、結論として Holmes の客観主義の系譜を継承する立場と評価することができる<sup>(194)</sup>。

なお Radin は、Landis と論争となった前論文での立法資料の取り扱いに触れ、「私の意見は明らかに幾分、大雑把過ぎた。私の意見は討論や報告書といったものを扱うイギリスの方法論、その方法論とは、これらの問題を無関係というだけでなく、証拠能力のないもの (incompetent) と看做すものであるが、その是認を示唆するものだった。その当時私が意図していたのは、そして現

---

(194) Eskridge, *supra* note 96, at 374-75.

在の私が確かに採りたいと思う立場は、それらは無関係でも無能力でもないが、決して決定的なものではない、ということである。」と述べ、立法資料に対する立場を修正している<sup>(195)</sup>。

（4）第四に、リーガル・リアリズムは立法資料が法文と同じ権威的価値を持たないことは承認しつつもそれが立法者意思を示唆するとする根拠として、立法手続の実務を挙げる。Landis が Radin の「発見不能性」を立法手続の過程に照らして批判している点がこの議論の起源であるが、この当時 Jones が、制定法案を実際に精査している委員会の意思が立法者意思と見做されるという階層構造の事実とそれが許容される条件を明らかにすることで、立法資料論のモデル試論を提示していた点が注目される。即ち Jones によれば、立法資料に立法者意思を垣間見ることができるのは、立法者自身が委員会手続を整備することで、下部組織の意思を自身の意思と看做すことに同意する慣習が成立しているからである<sup>(196)</sup>。ここから、裁判官が制定法の目的を推認する上で、立法資料が制定法の立法過程を示す信用性あるものとして利用される素地が生まれた。

（5）第五に、制定法解釈に際して立法資料に見出される価値は、Landis の立場を別とすれば、de Sloovere と Jones にあっては立法者の具体的意思（だけ）ではなく、制定法の一般目的を認識するためにある。

---

(195) Radin, *supra* note 190, at 410-11. See also Max Radin, *A Case Study in Statutory Interpretation: Western Union Co. v Lenroot*, 33 Calif. L. Rev. 219 (1945), at 224-25.

(196) Jones, *supra* note 21, at 746-47. See also J. P. Chamberlain, *The Courts and Committee Reports*, 1 U. Chi. L. Rev. 81 (1933), at 82. また Learned Hand 裁判官は次のように述べている。「勿論、法案に投票した議員が委員会での出来事を全て承知していた訳ではない…のは事実である…。しかし…、議員が制定法の一般的目的についての自身の個人的立場を慎重に表明する際に、彼らが制定法の詳細について委員会の仕事を受け入れていることを、裁判所は理解している。議員はかなりの程度、委員会に委任している。なぜならそれ以外に立法は成立し得ないからである。」SEC v. Robert Collier & Co., 76 F.2d 939 (2d Cir. 1935), at 941. Cox, *supra* note 186, at 381.

Radin も、立法資料が「制定法の目的を明確にするために役に立つ」という視座を提示するが<sup>(197)</sup>、忠実な代理人モデルからの離脱がより鮮明となっている。Radin によれば、「立法府における法案提出者の陳述は、法案の目的を翻訳して実行に移す方法に関する判断の基礎になり得る。なぜなら、彼がそれを可決した立法府の構成員だからではなく、彼の陳述が行政官と裁判所を魅了するという事実があるのであれば、その事実が理由である。」からである<sup>(198)</sup>。

## 5 American Trucking 判決

(1) 上述してきたように、リーガル・リアリズムは社会改革を断行する革新主義的諸立法と行政執行活動に信頼を置くといっても、その制定法解釈方法論が単純にテクスチュアリズムとなることはなかった。むしろ制定法の目的の範囲内で裁判官に状況即応的な解釈の展開を許容し（パーポズィビズム）、その限りで、忠実な代理人モデルの貫徹は放棄されたのである。Radin は「裁判所は制定法の目的が明らかである場合は、不可避免的にそれを是認するか否認するか、無視するか関知しなくてはならない。制定法の目的が彼らを拘束するので、その目的の意味を解明することが解釈者の最初の義務であり、その目的を制限し、あるいは助勢する判断は、それ自体によって正当化されな

---

(197) Radin, *supra* note 190, at 423.

(198) *Id.* at 411. Radin は、委員会報告書については「裁判所が拘束される必要性がないのは議会での討論と同じである。」とトーンダウンしながらも「第一級の価値を有する」とする。そして、「もしも一般目的、つまりグランドデザインが十分に示されていない場合には、報告書による研究は目的を明らかにすると同時に、手の加わっていないその他の価値を可能な限り発見する上で多いに助けとなるであろう。しかし、報告書には立法的拘束性はないのである。そしてもし報告書が全体として、報告書を鼓舞しているように思われるものとは異なる結果を指示していると合理的に捉えることができるのであれば、裁判所は制定法をその合理的に決定された目標に向かって適用する権限を有しており、実際、それは裁判所の役割の一つなのである。」と立法資料の利用の限界論にも言及している。*Id.*

なければならないように思われる<sup>(199)</sup>。」と述べてパーポズィビズムの方法論を述べる。

そしてパーポズィビズムの下において、立法資料は裁判官の法目的の推論を助ける目的論的価値が見出されるようになり、結果として、立法資料が主権者の具体的意思を指し示すとし、これを権威的に援用する 20 世紀初期の方法論は理論上の影響力を失った<sup>(200)</sup>。また革新主義的な政策実現を志向する左派ニュー・ディーラーにとって、立法資料は裁判官のダイナミックな法解釈を可能とする、政策的価値が見出されるようになった。

(2) Jones は 1940 年の論文において、当時の合衆国連邦最高裁と下級審が制定法解釈をする際に古典的法思想に基づく機械的な法解釈準則よりもパーポズィビズムを好んで利用するようになり、しかも目的の発見について解釈準則よりも立法資料を参照する傾向があることを指摘している<sup>(201)</sup>。

このような訴訟実務の傾向とリーガル・リアリズムはどのような関係にあったのか。本節の最後に American Trucking 判決を取り上げ、この問題を検討する<sup>(202)</sup>。同事件は、1935 年トラック運送業法（Motor Carrier Act）が州際通商委員会に授権した最大労働時間規制に服するトラック運送会社の「労働者（employees）」とは全労働者を意味するのか、それとも運転手のような安

---

(199) *Id.* at 408.

(200) Eskridge は、立法資料の価値の変遷は 1939 年から 1949 年までの制定法解釈の論文（Harry Willmer Jones, Frederick J. de Sloovère, Felix Frankfurter, Lon L. Fuller など）の動向に如実に表れている点を指摘する。Eskridge, *supra* note 96, at 391-95. Eskridge, *supra* note 23, at 214-15, & n32.

(201) Jones, *supra* note 21, at 763.

(202) American Trucking 判決が公式に引用するローレビューは、本稿が紹介したものではありません。Radin, *supra* note 164, Landis, *supra* note 35, Jones, *supra* note 126 である。United States v. American Trucking Assns., 310 U.S. 534 (1940), at 543 n.17. なお Radin の 1942 年の論文（Radin, *supra* note 190）は American Trucking 判決の 2 年後に執筆されたものであることに留意する必要がある。

全に関わる特定の労働者のみを意味するのかが、公正労働基準法 (Fair Labor Standards Act) が労働省に授権した労働時間規制の適用範囲と絡んで、トラック運送会社によって争われた事例である。

下級審ではトラック運送業法の「労働者」の意味は明白に全労働者であるとして、明白な意味の準則により立法資料の参照は排除し、American Trucking 判決の反対意見は、簡潔にこれを支持すると述べた<sup>(203)</sup>。

これに対して多数意見を代表して Reed 判事は、明白な意味の準則は、そのルールに従うと非常識な結論に至る場合だけでなく、単に全体の法目的に適合しない場合にも排除される場合があると述べた。

「制定法の解釈に際して、裁判所の職責 (function) は大抵次のように述べられている。議会の意図に意味を与えるように文言を解釈することである、と。しかし立法者の意図を発見する不変のルールはない<sup>(204)</sup>。」

「勿論、立法者がその願望を表現しようとした制定法の言葉ほど、制定法の目的について説得的証拠はない。しばしば制定法の言葉は、立法目的を決定するのにそれ自体で十分である。そのような場合には、我々は制定法の言葉の明白な意味に従ってきた。文言の意味が非常識又は無意味な結論に至ると、本法廷は言葉を超え、法の目的に目を向けてきた。またしばしば、言葉の明白な意味が非常識な結論にならないが、単に『全体としての法の目的と明らかに調和しない』という意味で合理的でない場合でさえ、本法廷は言葉の文字通りの意味ではなく、その目的に従ってきたのである。」

「制定法で使用されている文言の意味が、たとえ『文面審査』によりその言葉が明白であるように思えても、その解釈の手助けになるものがあるならば、『法の支配』は間違いなくその利用を禁じることはない<sup>(205)</sup>。」

---

(203) American Trucking Assns., 310 U.S. 534, at 543-44.

(204) *Id.* at 542. ここで多数意見は、僅かな法文に依拠することで立法者の意図を知ることが容易ではないことを示すローレビューとして、前掲註 (203) の諸論文などを挙げる。  
*Id.* at 543 n.17.

そして Reed 判事は、Holmes 判事の Boston Sand 判決を引用した上で、仮に意味が明白に思えても、立法資料を利用して意味を確定する作業が禁じられないとし、同種の労働規制立法の規制構造や所管省庁の行政解釈、更にはトラック運送業法の立法資料において特に全労働者を保護対象とするとの議論がなされていないことを認定して、「労働者」の意味を安全に携わる特定従業者と解釈した<sup>(206)</sup>。こうして Boston Sand 判決と American Trucking 判決により、Caminetti 判決の明白な意味の準則は大きく修正されることとなった。

ところで、American Trucking 判決の法廷構成は 5 : 4 であり、多数意見を構成する 5 人の判事（Reed 判事、Black 判事、Frankfurter 判事、Douglas 判事、Murphy 判事）は、いずれも Franklin D. Roosevelt 大統領に直近で任命された革新系新判事であったのに対し、反対意見の 4 名（Hughes 長官、McReynolds 判事、Stone 判事、Roberts 判事）は Roosevelt 大統領以前の大統領に任命された判事だったのは象徴的事象であった。5 人の革新系新判事は、革新主義的法思想の立場から、立法資料により立法者意思を抽象的に推測することに寛容であった可能性があるのである。

American Trucking 判決は先の引用部分に続けて、裁判官が行うパーポズイビズムの危険性にも次のように言及している。「制定法の意味の解釈は、争訟性を有する限り、もっぱら司法作用である。この義務のため、一国家機関の公務員である裁判官は、別の機関たる立法者が述べた意味を解釈しなければならない。そこには、立法目的であるとした裁判所の結論が裁判官自身の見解や立法機関が考慮に入れていない要因によって無意識的に影響されている危険性は確かに存在する。その危険性を批判的に認識することがその脅威から確実に逃れる最善の策であり、正しい結論に到達する情報を裁判所が入手するのを妨げる文理解釈ドグマを受け入れることはできないのである<sup>(207)</sup>。」

---

(205) American Trucking Assns., 310 U.S. 534, at 543-44 (*quoting* Boston Sand, 278 U.S. at 48; and *Helvering v. New York Trust Co.*, 292 U.S. 455 (1934), at 465).

(206) *Id.* at 544-46.

American Trucking 判決の上記言説には、司法過程に対するある種の楽観主義が看守されるが、このような楽観主義はリーガル・リアリズムに固有の理論態度とも言えるものであった<sup>(208)</sup>。例えば Landis は、目的論的解釈に際して「その目的を把握し、それに効果を与えようと誠実に (honestly) 務めようとする精神」が特に重要であると指摘するに過ぎなかった。また Landis は制定法解釈学 (science of statutory interpretation) の課題として、立法資料を適切に評価する枠組みを挙げる一方、「強い裁判官」が立法者意思に託けて自身の意思を解釈に反映させる危険性については、それを防ぐ努力をすべきであると簡潔に説くのみで<sup>(209)</sup>、当て推量 (guesswork) を防止する科学はないと諦念を示している<sup>(210)</sup>。委員会意思が立法者意思と見なし得るという議論も、立法過程に対する信頼と共に、ある種のものの見方が看取されるのである。

(続く)

※本稿は文部科学省科学研究費【課題番号25780011】「公法解釈理論の比較法的検証に基づく公法教育方法論及び立法技術論の展開の試み」の助成による成果の一部である。

---

(207) American Trucking, 310 U.S. 534, at 544.

(208) Popkin, *supra* note 27, at 144.

(209) *Id.* at 890-91.

(210) *Id.* at 893.